

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、令和7年度地籍調査事業計画（令和6年度補正予算繰越分及び令和7年度補正予算を含む。）を次のように定めた。

調査を行う者の名称	調査目的	調査区域 (計画区名)
水戸市	地籍の明確化	笠原町の一部（笠原Ⅵ）
土浦市		烏山二丁目、三丁目、四丁目、五丁目の各一部（烏山【Ⅱ】）（烏山【Ⅲ】）
古河市		尾崎の一部（尾崎Ⅴ）（尾崎Ⅵ）
		横山町三丁目及び宮前町の各一部（横山Ⅲ）
		宮前町及び横山町三丁目の各一部（宮前）
石岡市		若宮一丁目、二丁目、三丁目、四丁目の各一部（若宮Ⅵ）
		総社一丁目、二丁目の各一部（総社Ⅱ）
結城市		結城の一部（結城Ⅶ）（結城Ⅷ）（結城区）
常総市		豊岡町の一部（豊岡ⅩⅣ）（豊岡ⅩⅤ）（豊岡ⅩⅥ）
高萩市		中戸川の一部（中戸川〔Ⅱ〕）（中戸川〔Ⅲ〕）（中戸川〔Ⅳ〕）
北茨城市		小豆畑・上小津田の各一部（小豆畑・上小津田）
		上小津田・富士ヶ丘の各一部（上小津田・富士ヶ丘）
取手市		本郷三丁目の一部（ <u>本郷Ⅲ</u> ）
		本郷四丁目及び本郷五丁目の各一部（本郷Ⅱ）
つくば市		赤塚、下原の各一部（小野川Ⅲ）
		梶内、下原、稲岡、新牧田の各一部（小野川Ⅳ）
ひたちなか市		高場、高野、東石川の各一部（高場Ⅱ）（高場Ⅲ）
鹿嶋市		平井の一部（平井Ⅰ）
潮来市		潮来・上戸の各一部（上戸Ⅶ）
		上戸の一部（上戸Ⅷ）
守谷市		本町の一部（本町Ⅰ）（本町Ⅱ）（本町Ⅲ） <u>（本町Ⅳ）</u>
筑西市		女方の一部（女方Ⅳ）
		一本松・二木成の各一部（一本松・二木成）
	女方の一部（女方Ⅲ）	
坂東市	神田山、猫実の各一部（神田山Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・猫実Ⅶ）	
	神田山、猫実の各一部（神田山Ⅴ・Ⅶ・猫実Ⅳ・Ⅴ）	
稲敷市	伊佐部、釜井、阿波崎の各一部（伊佐部Ⅱ）	
神栖市	知手中央五丁目（知手中央五丁目）	
	知手中央四丁目（知手中央四丁目）	
つくばみらい市	筒戸の一部（筒戸〔Ⅰ〕-1）（筒戸〔Ⅰ〕-2）	
大洗町	磯浜町の一部（磯浜Ⅶ）（磯浜Ⅷ）	
大子町	外大野の一部（外大野Ⅵ）（外大野Ⅶ）（外大野Ⅷ）	
	大生瀬の一部（大生瀬Ⅰ）	
	槇野地の一部（槇野地Ⅰ）	

調査期間

令和7年4月～令和8年3月 ※下線部は令和9年3月まで